

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた母に、国民年金の重要性を聞いていたこと、及び付加保険料の納付を勧められていたことから、婚姻後の昭和50年11月に国民年金に任意加入すると同時に、付加保険料の納付申出も行った。

その後、国民年金の定額保険料及び付加保険料を共に継続して納付していたはずなのに、申立期間①及び②について、付加保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係るオンライン記録によると、当該期間が属する昭和51年度中の昭和51年4月から同年6月までの期間の付加保険料に係る納付記録が、平成22年6月2日付けで未納から納付済みに記録訂正されており、当該年度において申立人に係る年金記録管理に不備が認められるところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の昭和51年度に係る検認記録欄を見ると、オンライン記録において付加保険料が納付済みとされている昭和51年4月から同年12月までの各月欄及び申立期間②の各欄には付加保険料の表示は無いが、当該年度冒頭の箇所付加保険料を示す「所得」の押印が確認できる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間については付加保険料が納付済みである上、申立人は、国民年金に加入後、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者になるまでの期間について、国民年金保険料の未

納は無いことから、申立期間②についても定額保険料に合わせて付加保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、付加保険料は、納付申出を行った日の属する月以後の各月において納付することが可能であるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の国民年金被保険者台帳によると、付加保険料の納付申出は昭和51年4月1日に行われたことが記されていることから、当該納付申出が行われるまでの申立期間①について、申立人は、付加保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は38万6,000円、同年12月10日は34万2,000円、16年4月9日は46万4,000円、同年8月10日は51万1,000円、同年12月10日は47万円、17年8月10日は41万5,000円、18年8月10日は4万7,000円、19年4月10日は48万4,000円、同年8月10日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年4月9日
④ 平成16年8月10日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成18年8月10日
⑧ 平成19年4月10日
⑨ 平成19年8月10日
⑩ 平成19年12月10日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑩までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑦までについて、C銀行から提出された預金異動明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認

できる。

また、D税務署から提出された平成15年分及び16年分並びに申立人から提出された17年分及び18年分の所得税の確定申告書により、当該年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間①から⑦までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、前述の預金異動明細表における賞与振込額及び確定申告書における社会保険料控除額により推認できる賞与支給額から、平成15年8月8日は38万6,000円、同年12月10日は34万2,000円、16年4月9日は46万4,000円、同年8月10日は51万1,000円、同年12月10日は47万円、17年8月10日は41万5,000円、18年8月10日は4万7,000円とすることが妥当である。

申立期間⑧及び⑨について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑧及び⑨の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年4月10日は48万4,000円、同年8月10日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑩について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法第 19 条第 1 項及び第 81 条第 2 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されており、資格喪失した月に支給された賞与については厚生年金保険料の徴収対象期間とはならないところ、申立人は、同法第 14 条第 5 項の規定により、満 70 歳に達した平成 19 年*月*日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間⑩は資格喪失した月に支給された賞与であることから、当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、同社の関連会社のB社に転籍した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間は、業務内容及び雇用形態に変更は無く継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成3年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を平成3年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

私は、昭和39年1月からB社（現在は、C社）のD業務部門においてE職として勤務していたが、44年7月にD業務部門が同社から分離し、A社が設立されたことに伴い、同社に転籍したが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍し、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にB社からA社に転籍した複数の同僚は、「申立期間も継続して厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している上、そのうち一人から提出された給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間において厚生年金

保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、登記事項証明書によると、同社は、昭和44年7月*日に設立されている上、同社が適用事業所となった同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格が確認でき、回答が得られた同僚6人は、「A社が設立された際にB社からA社に転籍した。」と陳述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主は既に亡くなっていることから不明であるものの、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

私は、昭和42年4月からB社（現在は、C社）のD業務部門においてE職として勤務していたが、44年7月にD業務部門が同社から分離し、A社が設立されたことに伴い、同社に転籍したが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍し、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にB社からA社に転籍した複数の同僚は、「申立期間も継続して厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している上、そのうち一人から提出された給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間において厚生年金

保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、登記事項証明書によると、同社は、昭和44年7月*日に設立されている上、同社が適用事業所となった同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格が確認でき、回答が得られた同僚7人は、「A社が設立された際にB社からA社に転籍した。」と陳述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主は既に亡くなっていることから不明であるものの、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は39年10月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月から同年7月までは8,000円、同年8月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは3万円、同年10月から39年9月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月25日から39年10月16日まで
年金事務所の記録では、A社において勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社には、昭和35年4月25日から同社から分離独立したB社に異動する39年10月16日まで勤務したので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は、昭和35年4月25日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該被保険者名簿には資格喪失日が記載されていない。

また、被保険者名簿は、昭和35年8月から健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に変更されていることから、管轄社会保険事務所は、申立人について、被保険者名簿に代わる被保険者原票を作成しなければならないにもかかわらず、被保険者原票は確認できない。

さらに、A社に係る被保険者名簿により、同社において厚生年金保険被保険

者資格を取得していることが確認できるにもかかわらず、当該記録に係る被保険者原票が確認できない者が、申立人のほかに1人確認できる上、被保険者原票に「仮」と記載され、資格喪失日から15年以上経過後に追記報告された者が4人確認できることから、当時の社会保険事務所における同社に係る被保険者記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

一方、A社に係る被保険者名簿により、昭和39年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にB社において資格を取得している複数の同僚は、「申立人は、B社に異動した昭和39年10月16日まで、A社で勤務していた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和35年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は39年10月16日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿の記録及び同社の同年代の同僚の記録から、昭和35年4月から同年7月までは8,000円、同年8月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは3万円、同年10月から39年9月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は77万円、同年12月12日は79万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、77万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成15年冬季賞与は79万1,000円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月20日に、破産管財人から前述の明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となつて

いたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、79万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知により、A社及び同社の関連会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務しており、事業主により申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の事業主の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日について、誤って雇用保険の離職日と同じ日を社会保険事務所（当時）に届け出た。申立人に係る平成6年6月の厚生年金保険料については、申立人の給与から控除した。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年5月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社の事業主は、前述のとおり、「社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を誤って届け出た。」旨回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15211

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和47年11月15日、資格喪失日は48年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月15日から48年5月1日まで
厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和46年から49年まで毎年11月から4月までの期間勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「決定通知書」という。）を見ると、事業主が申立人を含む34人の資格取得日を昭和47年11月15日としてB社会保険事務所（当時）に届け、同事務所が同年12月1日に受理し、48年1月8日に確認決定通知を行っていることが確認できる。

ところで、オンライン記録において、前述の34人のうち25人については、昭和47年11月15日にA社における被保険者資格を取得した旨の記録が無い上、当該34人のうち22人については、当該資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が見当たらないところ、このことについて、日本年金機構C事務センターは、「申立期間当時の関係資料等を保存していないことから、明確なことは分からない。」旨回答している。

また、前述の 34 人のうち、オンライン記録において当該資格取得記録が有る 2 人及び当該資格取得記録が無い 5 人の計 7 人から回答が得られたところ、申立期間当時において、いずれの者も、「A 社には、昭和 47 年 11 月頃から翌年の 4 月末日まで季節労働者として雇用され、雇用契約が満了するまで勤務した。」旨陳述している上、前述の資格取得記録が有る 2 人及び申立人を含む資格取得記録が無い 4 人は、いずれも「自身と同様に D 町から A 社に出稼ぎにきていた者全員が、同じ公共職業安定所において、同じ求人広告を見て応募し採用されたので、いずれの者も同じ条件で雇用されたはずである。」旨陳述している。

さらに、申立期間以前において、前述の 22 人のほか複数の者についても、A 社に係る被保険者原票が見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、社会保険事務所（当時）が、同社に係る記録の管理を適切に行っていなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 47 年 11 月 15 日、喪失日は 48 年 5 月 1 日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の決定通知書における申立人の標準報酬月額の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

近畿（奈良）国民年金 事案 6832（奈良国民年金事案 12、717、964、1143、1245、1272 及び 1288 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとして、これまでに 7 回、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に記録訂正を申し立てたが、いずれも認めてもらえなかった。

今回、私が母と慕う女性の妹が、「昭和 39 年 8 月か同年 9 月頃に、作業場の柱に掛けていた、年金を支払うお金を入れていた袋を申立人に代わって集金人に渡したことを覚えている。」と証言してくれるので、当該証言を新たな事情として申し立てる。

また、私が A 県 B 市役所に出向き、国民年金担当者から当時の集金制度について聞いたところ、当該担当者は、「当時、集金をしてくれていた C 組織との取決めがどのようになっていたか不明であり、詳しいことは分からない。申立人が国民年金保険料を納付したことはそれなりに理解できる。」と言っている。

これまでの 7 回にも及ぶ年金記録の確認申立てについて、単に記録上において直接的な証拠が無いからとして、十分に調査を行わずに、記録回復を認めないとする奈良委員会の審議結果には納得できないので、今回は、もう一度、よく調査を行い、初めての審議として取り扱ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の過去 7 回の申立てについては、既に奈良委員会の決定に基づき、平成 19 年 11 月 30 日付け、21 年 12 月 16 日付け、22 年 11 月 25 日付け、23 年 6 月 22 日付け、24 年 3 月 22 日付け、同年 9 月 12 日付け及び 25 年 2 月 14 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、知人の女性の証言内容を新たな事情として申し立てているが、当該証言者は、「昭和 39 年 8 月か同年 9 月頃に、作業場の柱に掛けていた年金を支払う袋を集金人に渡したことを覚えている。」と陳述しているものの、袋から取り出した現金を集金人に渡したのは 1 回のみであり、今となっては、それが国民年金の保険料だったか否か、また、集金人についても国民年金の集金人だったのかも覚えていないとしており、その証言内容は明確なものではない。

また、申立人が主張する B 市の国民年金担当職員の供述内容について、当該職員は、当事務室が行った聴き取りにおいて、「当時の国民年金保険料の集金体制について、今となっては不明なことが多く、当時の事情を具体的に把握できていないことから、申立人との対応において、申立人の主張について一般的な見解を述べたものである。」旨回答しており、当該職員の証言からは、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料の納付に当たり、昭和 36 年 2 月頃に、仕事場に来た D 組織員に国民年金の加入申込を行ったが、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。しかし、奈良委員会事務室が調査過程において判明した、次兄の国民年金手帳記号番号及び当該手帳記号番号に係る昭和 36 年度保険料の納付記録は、B 市において集金人が私と次兄を取り違えたことにより記録されたものである。」と主張しているが、当該主張を裏付ける周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、過去の審議結果にこだわらずに初めての申立てとして審議してほしいと陳述しているが、今回の申立てに当たり、申立人から提出された資料及び新たな事情とする証言などからは、これまでの決定を変更すべき事情は見当たらない。

このほか、実施した口頭意見陳述における申立人の陳述から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ることはできない上、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6833（大阪国民年金事案 5382 及び 6444 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 4 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が、昭和 62 年 5 月か同年 6 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、同年 6 月から同年 8 月までの間に分割して納付してくれたにもかかわらず、未納とされているのは納得できないので、これまでに 2 回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に年金記録確認の申立てを行ったが、2 回とも認められなかった。

今回の申立てについては、関連資料として提出している確定申告書の申告者であり、世帯主でもある父が、これまでの主張を裏付ける証言をしてくれるので、父を申立代理人として再々申立てを行う。

その内容として、再申立ての際に提出した「3 点セット（住民票、確定申告書の写し、銀行預金通帳の写し）」及び私の国民年金の資格取得日が示す意味について、大阪委員会が正しく理解していないこと、世帯主である父が私の国民年金保険料の納付義務を履行してくれていること、また、初回審議の結果に係る通知書に記載の有る「平成 4 年度確定申告書決算書関係」と記されたラベルが貼付されているフロッピーディスクが改ざんされたものであることについて、父が証明してくれる。

初回及び前回の大阪委員会における審議結果には納得できないので、今回は、公平な判断が行われ、申立期間の年金記録が訂正されることを求める。

第3 委員会の判断の理由

初回及び前回の申立てについては、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 10 日付け及び 24 年 11 月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の父（以下「申立代理人」という。）からの3回目の申立てについて、初回及び前回の申立内容、当該申立時において大阪委員会事務室が収集した資料並びに調査内容を含め、当委員会において調査、審議を行ったが、これまでの2回の大阪委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、今回、申立代理人は、前回の申立時に関連資料として提出した住民票、昭和62年分確定申告書控え及び銀行預金通帳の写し等が示す意味について言及しているが、当該関連資料については既に大阪委員会において検証の上、前回の申立てについては、記録訂正不要の判断が行われている。

また、上記関連資料のうち、昭和62年分確定申告書控えについて、申立代理人は、当該申告書に記載された社会保険料控除額には、申立人を含む家族3人分の国民年金保険料を計上していると改めて主張しているが、当該確定申告書には社会保険料控除額の内訳が記載されていないところ、初回の申立時に、大阪委員会から申立人に通知しているとおり、併せて提出のあった申立代理人が所持する「昭和63年度分市民税・県民税申告書」の写しの社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、昭和62年度保険料（12か月分）一人分に相当する額であり、当該申告内容は、申立代理人の主張とは符合しない。

さらに、申立代理人は、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得日及び国民年金法に世帯主の納付義務が規定されていることを根拠として、申立人の申立期間当初の昭和60年4月以降の国民年金保険料を納付していると主張しているが、当該事情が申立期間の保険料を納付したとする根拠とはならない上、申立人の場合、申立人が所持する年金手帳に記された国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の記録などからすると、平成6年6月頃の加入手続によって払い出されたものと考えられるところ、当該加入手続時点において、保険料は国民年金法に規定された時効の納期限から2年以上遡って納付することができず、これは、前述の年金手帳に「平成」の年号が印刷されていること、また、申立人に係るオンライン記録において、前述の加入手続時点から2年遡及した4年5月からの保険料が納付されたことが記録されていることなどと符合している。

加えて、申立代理人が主張する「平成4年度確定申告書決算書関係」と記されたラベルが貼付されているフロッピーディスクの改ざんについて、大阪委員会がこれを改ざんしなければならない事由は無く、当該フロッピーディスクは、申立代理人から大阪委員会事務室に提出されたものを記録内容の確認後に、既に申立代理人に返却しているものである。

このほか、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から53年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、母から、「毎月、預金の集金に来ていた銀行員と一緒に払っていた。」と聞いたことがある。

私自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれた母は既に亡くなっているため、当時の詳しい事情は分からないが、申立期間について、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていると思う。

申立期間の記録が漏れていないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月18日にA県B市において払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年4月に行われたものと考えられ、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、昭和44年11月から53年12月までの期間について、当時の住所地を管轄するC社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないとしており、これらを行ったとされる申立人の母は既に

亡くなっており、当時の具体的な事情を確認することができない上、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで

私は、家業に従事するために昭和44年3月に会社を退職し、その際、母や兄が既に国民年金に加入していたので、当然のように私も加入を勧められ、父が私の国民年金の手続を行ってくれた。

加入後、国民年金保険料は私が納付していたが、付加年金の制度ができた時に、父から付加年金の加入も勧められ、その加入手続の記憶は定かでないが、申立期間については、定額保険料に合わせて付加保険料を納付していたはずである。

その当時、友人とお互いに「国民年金保険料を余分に支払っている。」と話していたことを記憶しており、申立期間については付加保険料も納付していたのに、定額保険料だけの記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和46年4月1日発行の国民年金手帳を見ると、「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に「51年4月」と記されているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が申立期間後に転居したA県B市の国民年金被保険者名簿においても、同年4月に所得比例保険料（現在は、付加保険料）の納付申出を行ったことが記されており、これら記録が一致していることから、申立人は、当該時期に付加保険料の納付申出を行い、当該保険料の納付を開始したと考えられ、このことは申立てと符合しないほか、国民年金法において、国民年金の付加保険料は、納付の申出をした日の属する月以後の各月について、定額保険料と合わせて納付することができるとされていることから、当該申出を行った月前の申立期間については、付加保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る付加保険料の手続には関与しておらず、当該手続を行ったとされる申立人の父は既に亡くなっており、当時の事情を確認することができない。

さらに、申立期間同時に、申立人と付加保険料の話をしたとされる友人は、自身は付加保険料の納付申出を行ったことはないとしている上、ほかに申立人の申立期間に係る付加保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から17年3月まで

私は、離婚した平成14年2月に、A県B市C区役所の窓口において国民健康保険の手続を行った際、同区役所の職員から国民年金保険料の免除について相談することを勧められたので、同日に、国民年金の窓口において免除申請手続を行った。その後、免除が承認されたことを通知するはがきが送付されてきた。

2回目以降の国民年金保険料の免除申請手続については、B市C区役所から、毎年、4月から6月頃の間、区役所において免除申請手続を行ってくださいという通知と一緒に、国民年金保険料免除申請書が送付されてきたので、毎年、夏頃までに、窓口において当該手続を行うと、全額免除が承認されたことを通知するはがきが送付されてきた。

その後、平成17年度の年度替わりから夏頃までに、自動継続の制度になりましたとの通知があり、自動継続となった同年度以降は申請免除期間とされているが、自動継続となる前の申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が全て申請免除されるためには、平成14年2月に免除申請手続を行った後、2回目の同年4月から15年6月までの期間の手続については、14年4月又は同年5月に行い、3回目以降の15年7月から16年6月までの期間及び同年7月から17年6月までの期間の手続については、毎年、7月又は8月に行うことが必要となるところ、申立人は、「2回目以降の国民年金保険料の免除申請手続については、毎年、4月から6月頃の間、区役所において免除申請手続を行ってくださいという通知と一緒に、国民年

金保険料免除申請書が送付されてきたので、毎年、夏頃までに、窓口において当該手続を行った。」旨主張している。

しかしながら、B市は、「平成14年度以降、国民年金保険料の免除申請を勧奨する文書を送付していたかは不明である。」旨回答しており、申立期間の免除申請手続に係る具体的な状況について確認することはできない上、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「オンライン記録において、前年に国民年金保険料の免除が承認されている被保険者に対して、年に数回送付する納付書又は集合徴収案内に保険料の免除勧奨の案内及び国民年金保険料免除申請書を同封していた。」旨回答しているが、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る申請免除が承認された記録を確認することはできず、申立人も、「申立期間当時、国民年金保険料納付書及び集合徴収案内が送付されてきた記憶は無い。」旨陳述しており、申立人に対して、免除申請を勧奨する通知及び国民年金保険料免除申請書が送付されたことをうかがわせる事情は確認できないことから、当該期間に係る保険料の免除申請手続が行われていたと推認することは困難である。

また、前述のとおり、申立人は、「毎年、夏頃までに、国民年金保険料の免除申請手続を行った。」旨主張しており、申立人の主張どおり、国民年金保険料の免除申請手続を行った場合、平成16年7月から17年6月までの期間に係る手続を16年の夏頃までに行ったこととなるが、オンライン記録によると、約1年後の17年8月23日に、当該期間の一部である同年4月から同年6月までの期間に係る申立人の免除申請手続が行われている（改正により、平成17年8月23日に申請した場合は、同年4月まで遡及して承認されることとなった。）ことが確認でき、申立人の主張とは符合しない上、当該手続時点において、16年7月から17年3月までの保険料については手続を行うことができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が全て申請免除されるためには、免除申請手続を4回行う必要があり、行政側が連続して事務処理を誤ったとは考え難い上、申立人から当該期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、申立人は、「自動継続となった平成17年度以降は申請免除期間とされているが、自動継続となる前の申立期間が未納期間とされていることに納得できない。」旨主張しているところ、国民年金保険料免除申請書を提出しなくても、継続審査において全額免除が承認されるのは平成18年7月以降の期間であることから、申立期間直後の17年4月から同年6月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間に係る申請免除については、継続審査により承認されたものではなく、申立人の主張とは符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私がA県B市に下宿して大学に通っていた期間のうち、申立期間の国民年金保険料については、当初、学生納付特例制度を申請したことにより、保険料の納付が猶予されていたが、父は、私が海外留学期間中で不在であった平成16年12月に追納し、次のとおり記憶している。

「私(申立人の父親)は、C社会保険事務所(当時)から、娘(申立人)宛てに平成16年12月13日付け国民年金追納勧奨状及び国民年金保険料追納申込書等が自宅に郵送されたことから、申立期間が学生納付特例期間となっており、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することができることを知ったので、娘の保険料を毎月引き落としていた私名義のD金融機関の口座から、同年12月20日に当該勧奨状に記載のあった保険料額15万9,600円のほかに入り用であった少額のお金を加えた16万8,000円の現金を妻に引き出してもらい、2、3日中に自身で同社会保険事務所に出向き、2階の窓口の男性職員に保険料を現金で納付した。領収書を保管していないということはもらっていないのではないかと思うが、翌月の17年1月14日に同社会保険事務所が発行した証明書がある。

また、以前、娘の平成15年4月から同年8月までの国民年金保険料5か月分をまとめて自宅においてC社会保険事務所の職員に納付した際、記録に反映されるまで数か月かかったことがあり、同社会保険事務所には不信感がある。」(詳細は別紙にて提出)

父は私の将来を考え、海外留学期間中は任意加入し、平成15年9月からの国民年金保険料は付加保険料を加えて納付してくれているので、私宛ての国民年金追納勧奨状が郵送されればそれを放っておくようなことは考えられない。申立期間について、16年12月に追納した記録が無いとされている

ことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親から提出された平成16年12月13日付けの申立人に係る国民年金追納勧奨状によると、申立期間に係る学生納付特例追納額は15万9,600円であり、申立人の父親から提出された父親名義のD金融機関の預金口座通帳(写し)を見ると、同年12月20日に16万8,000円の出金を確認でき、申立人の父親は、「口座からは追納保険料相当額のほかに入り用であった少額のお金を加えた額を引き出した。」と陳述している。

しかしながら、申立人の父親から提出された家計簿を見ると、「12月20日給料16万8,000円」の記載が確認できる上、平成16年12月20日から17年1月24日までの期間の支出の費目及び金額を見ても、申立人の追納保険料(15万9,600円)の記載は見当たらないことから、前述の通帳で確認できる16年12月20日の16万8,000円の出金については、追納保険料の原資であるとみることが困難である。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を追納したとする平成16年12月のC社会保険事務所における現存するスタンプ領収に係る領収控え及び原符(領収済報告書を含む。)を確認したが、申立人の申立期間に係る追納保険料を領収していたことを確認することはできない上、不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間は、国に収納事務が一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されているところ、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料の追納に関する形跡は確認できない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から50年3月まで

昭和36年11月頃に、当時住み込みで勤務していた事業所の事業主（後の養父）から国民年金に加入しておくと言われた記憶が有る。

申立期間の国民年金保険料については、事業主が納付してくれており、申立期間当時に、私自身もA銀行（当時）又はB金融機関において何度か保険料を納付した記憶が有るので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月17日にC県D市E区において事業主と養子縁組（昭和50年4月）後のF姓で払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、当該手帳記号番号の払出しは事業主が亡くなった後であることから、申立期間の保険料については事業主が納付してくれていたとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人の主張どおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が20歳になった頃にD市E区において、別の国民年金手帳記号番号が養子縁組前のG姓で払い出されていることが必要となる場所、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより同区における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のほとんどの国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする事業主も既に亡くなっ

ていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付の詳細について陳述を得ることができない上、申立人の主張どおりに国民年金の加入手続が行われていれば、養子縁組に際しての国民年金の氏名変更手続が必要になるが、申立人の当該手続に関する記憶は明確ではない。

加えて、申立期間は13年5か月間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、55年4月及び56年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和55年4月
④ 昭和56年2月

申立期間①について、私は、当時、大学生であったが、両親が私の国民年金の加入手続を行い、母が、A県B市C区役所において、国民年金保険料を現金により納付してくれていたはずである。

申立期間②から④までについては、私が会社を退職するたびに、母が、B市C区役所において、私の国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料については、申立期間①と同様に納付してくれていたはずである。

私は、アルバイトをしていた時でも母に決まった金額を渡しており、母が、父、母及び私の国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることについて、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において昭和50年11月11日に払い出されており、国民年金の加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年11月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、前述の国民年金の加入手続時期からみて、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人は、「私の国民年金保険料については、

母が、B市C区役所において納付してくれていたはずである。」旨主張しているが、通常、過年度保険料については、国庫金の納付書を用いて金融機関等において納付する取扱いである上、当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、当該期間の過年度納付をうかがわせる事情は確認できない。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る特殊台帳によると、昭和52年8月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間③及び④に係る被保険者資格を取得した記録は確認できず、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、平成13年9月21日に入力されていることが確認できることから、当該期間については、当該入力時点までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該入力時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付に係る状況を確認することはできない。

このほか、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及び当時、同居していたとする申立人の姉から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたものの、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から29年5月1日まで

私は、昭和24年4月1日から51年10月1日までの期間について、A社（当時の適用事業所の名称は、B社）にC職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和26年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、24年4月1日から26年9月1日までの期間については適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

一方、B社に係る書換え前の被保険者名簿において、申立人を含む83人については、資格取得年月日欄（上段）に「26.9.1」と記載されているところ、当該83人のうち、申立人及び申立人が記憶する同職種の元同僚を含む52人は、健康保険整理番号は記載されているものの、厚生年金保険被保険者記号番号の記載が無いことが確認できる。

また、B社に係る書換え後の被保険者名簿において、前述の52人のうち、昭和29年4月30日までに被保険者資格を喪失した38人を除く14人（申立人及び同職種の元同僚を含む。）については、資格取得年月日欄（下段）「29.5.1」の記載があり、厚生年金保険被保険者記号番号の記載も確認できる上、オンライン記録によると、当該14人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和29年5月1日であることが確認できる。

さらに、前述の同職種の元同僚のうち一人は、「私は、昭和28年6月末からA社で申立人と同様にC職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は

29年5月1日となっており、それまでの保険料控除については、不明である。」旨陳述していることを踏まえると、昭和29年5月1日までは、A社のC職等について、健康保険のみを適用し、厚生年金保険を適用していなかったことが推認できる。

加えて、申立人から提出されたA社が平成19年に発行した「厚生年金加入期間証明書」によると、申立人は昭和26年9月1日から同社において厚生年金保険に加入していた旨が記載されているところ、同社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の有無については不明である。当該証明書は、B社が保管する当時の厚生年金台帳に記載のある取得年月日から転記したものと思われるが、経緯は不明である。」旨回答している上、申立人から提出された当該厚生年金台帳において、申立人を含む全員の取得年月日欄には「S26.9.1」と記載されているが、前述のB社に係る書換え前の被保険者名簿の取得年月日欄（上段）の「26.9.1」と一致しており、前述の事情から判断すると、26年9月1日は、厚生年金保険被保険者資格取得日であるとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。

A社では給与が下がったことは無く、当時の預金通帳を見ると、申立期間の給与振込額は申立期間以前の給与振込額よりも多いので、申立期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低くなっているのはおかしいと思う。

申立期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てているところ、申立人から提出された給与振込口座に係る預金通帳によると、申立期間の各月において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額が給与として振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「A社に係る申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。」旨回答している。

また、複数の元同僚が、「申立期間当時、A社では、各支店の給与計算を本社で一括して行っていた。」旨陳述しているところ、A社のC支店に勤務していたとする元同僚から提出された申立期間当時の給料明細書によると、各月の厚生年金保険料控除額は、いずれの月も、オンライン記録における同人の標準報酬月額に見合う額と一致している。

さらに、A社D支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

において、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年4月1日と同日に被保険者資格を喪失し、同日に同社本社における被保険者資格を取得している103人のうち、申立人を含む11人について、当該資格取得時の標準報酬月額が従前より低額で決定されていることが確認できる上、オンライン記録において、同年4月1日に同社の他の支店で被保険者資格を喪失し、同日に同社本社で被保険者資格を取得している者のうち、複数の者について、当該資格取得時の標準報酬月額が従前より低額で決定されていることを踏まえると、申立人のみが、ほかの従業員と異なり、申立期間の標準報酬月額が従前よりも低額となっている事情はうかがえない。

加えて、前述のA社本社に係る被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、申立人の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。